第十九条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員についての矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の特例）

第十九条の二　育児短時間勤務職員についての矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第五条第一項の規定の適用については、同項中「勤務時間法第六条第二項」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下この項において「育児休業法」という。）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第六条第二項」と、「勤務時間法第五条」とあるのは「育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条」と、「ことができる」とあるのは「ことができる。ただし、当該矯正医官が育児休業法第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員である場合にあっては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　上川　陽子

政　令

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月二日

政令第三百十五号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

政令第三百十三号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

弁護士会登記令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十四号

弁護士会登記令の一部を改正する政令

内閣は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十四条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

弁護士会登記令（昭和二十四年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「ついては、同法」の下に「第十九条の三」を加える。

附　則

この政令は、平成二十七年十月五日から施行する。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三